平成２３年（ヨ）第２１号

玄海原子力発電所２号機３号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債 権 者　　味　志　　陽　子，外８９名

債 務 者　　九州電力株式会社

主　張　書　面（４）

２０１２年８月７日

佐賀地方裁判所　御中

債権者ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

記

１　保全の必要性

（１）本件仮処分は，玄海２号機と３号機を対象としている。３号機については，先行して本訴（平成２２年(ワ)第５９１号事件）が進行しており，その中では，もっぱらＭＯＸ燃料の危険性が主題となり，そのＭＯＸ燃料の危険性は，燃料棒における燃料ペレットと被覆管との間の「すきま」（ギャップ）について，原子炉の運転期間（３サイクル目）の終了前にギャップが再開して燃料棒の破損から重大事故への進展の危険性がある。そして，同時に，２号機，３号機について運転

差止の本訴（平成２３年(ワ)第８１２号事件　なお，この本訴は玄海１号機，４号機も対象としている。及び，平成２４年(ワ)第２３号事件）が係属している。したがって，本件仮処分についての保全の必要性は，玄海２号機，３号機の再稼動によってもたらされる危険性に対して保全すべき必要性の問題である。

（２）玄海３号機についてのＭＯＸ燃料によるギャップ再開とそれによる重大事故の危険性は再稼動（再起動）によって現実化するものであり，仮に重大事故が現実化すれば，債権者らの生命，身体，財産に対する損害は計り知れず，この事実は東京電力福島第一原子力発電所の３．１１事故の結果をみれば明白である。

（３）ＭＯＸ燃料問題以外の保全の必要性は，もっぱら玄海２号機，３号機が，確立された安全審査基準によって審査されておらず，したがって，安全保障がなされておらず，そのような原発が再稼動（再起動）すれば，いつなんどき事故が発生し，債権者らに前同様の被害を与えるかも知れない危険性が存在している。

２．再稼動の危険と保全の必要性

（１）現在再稼動している原子力発電所は関西電力の大飯発電所３号機と４号機である。この再稼動に勢いをえた関西電力社長と会長は，次は高浜３号機，４号機とデモンストレーション的発言を繰り返した。

　そもそも，大飯３号機，４号機の再稼動は，安全性が確認されてなされたことではなく，政府の４閣僚判断基準という政治的判断によってなされた再稼動である。４閣僚判断基準は安全基準でないことは原子力安全委員長も認めており，原子力行政の安全性を保障すべきいかなる機関からもこの政府の４閣僚判断基準が安全基準として妥当との認定はされていない。

　しかるに，現政府は，同じ方式に従って，再稼動を広く認めようとする姿勢を示している。

（２）原子力安全行政について，現在の経済産業省原子力安全・保安院の役割はこの８月で終了しようとしているにもかかわらず，玄海原子力発電所１号機について，圧力容器の劣化は異常なレベルではなく「２０３３年までは十分健全」とい

う見解を発表した（７月１８日付毎日新聞朝刊)。なお，本件債権者らの一部は御庁に対し，玄海１号機についての運転差し止めの本訴を提起（平成２３年（ワ）第８１２号事件）しており，その中で，「原子炉容器の照射脆化に対する健全性」を請求原因の大きな項目として主張しており，同主張は井野博満東京大学名誉教授の研究結果に基づいているものであり，保安院の「２０３３年まで十分健全」という見解は不合理と考えられる。ただ，問題は，保安院がかかる見解をこの時点で公表するのは，やはり，再稼動へ世論を誘導するものと考えられる。

（３）今現在のこの時点においては，大飯３号，４号のみが稼働しているのであるが，電力産業は火力発電のコスト高という経済理由から原発の再稼動を切実に要求している。経団連はじめ経済界もこの電力産業の要求を受けてさかんに再稼動を要求している。そして，政権は極めて脆弱であり，力の強い方へゆらりゆらりと漂流している如くであり，いつなんどき広く再稼動への動きをはじめるかわからない状況に至っている。

（４）原発を動かすか否かという判断基準について，本来であれば安全基準を満たしているか否かという基準以外に運転を認める基準はないにもかかわらず，現政権の大飯３号，４号の稼動を認めた方針にたつかぎり，いつなんどき運転再開を認めてもおかしくない状況であり，そのような危険を招かないためには司法による差し止め決定が必要である。

以上